

2-2 社会的状況

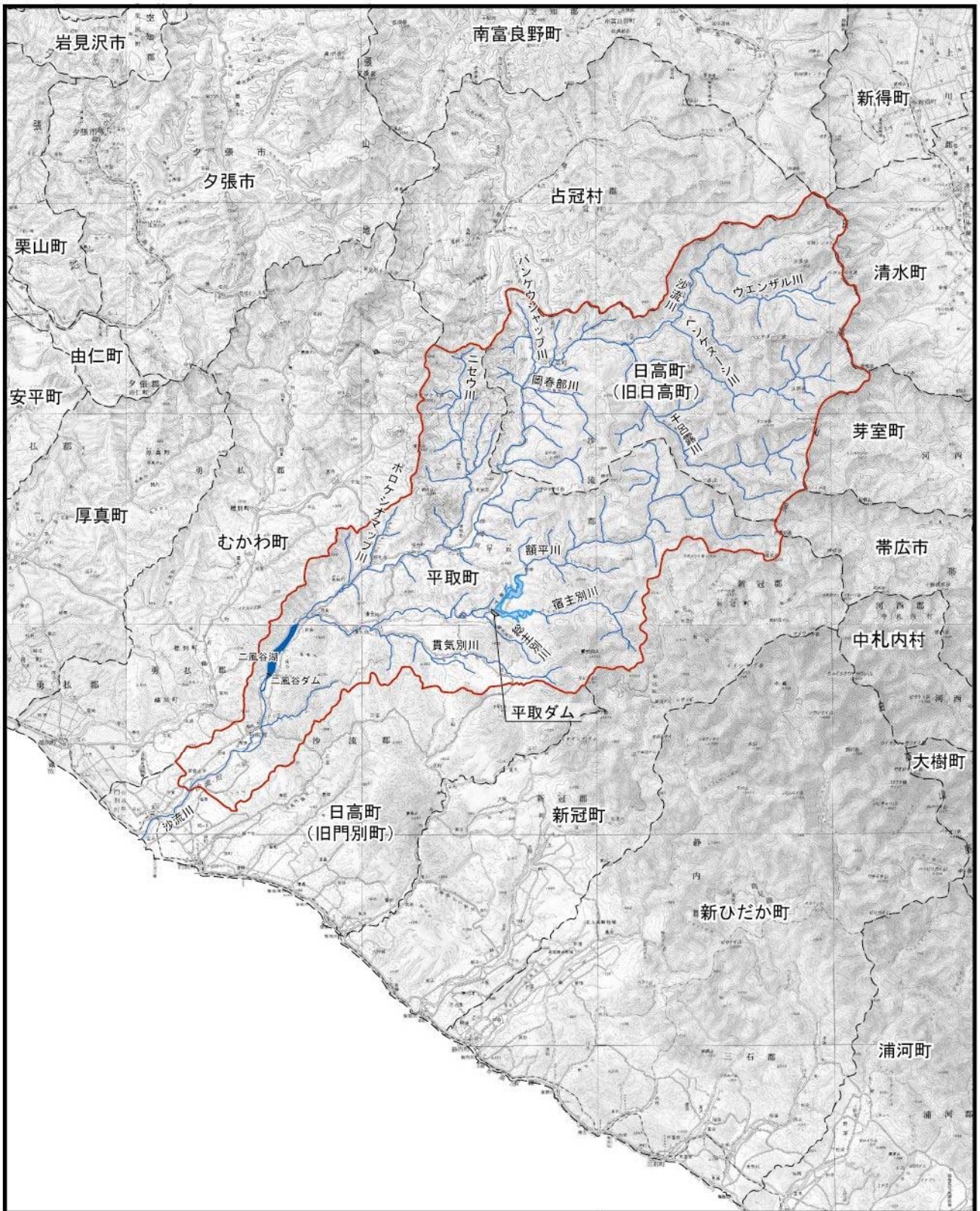
地域の社会的状況として、以下に示す7つの項目について既往文献により整理した。

- ・人口及び産業の状況
- ・土地利用の状況
- ・河川及び湖沼並びに地下水の利用の状況
- ・交通の状況
- ・学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況
- ・下水道の整備の状況
- ・環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容





調査の対象とした範囲(以下「調査範囲」という。)は、自然的状況の調査範囲を含む市町村とし、図 2-20 に示す平取町及び旧日高町とした。

(平成 18 年 3 月 1 日に、旧日高町と旧門別町が合併し、日高町となった。ここでは、旧日高町のみを調査対象とした。)

なお、社会的状況のとりまとめにあたっては、平成 25 年 6 月までに公表された資料とした。



凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界



Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-20

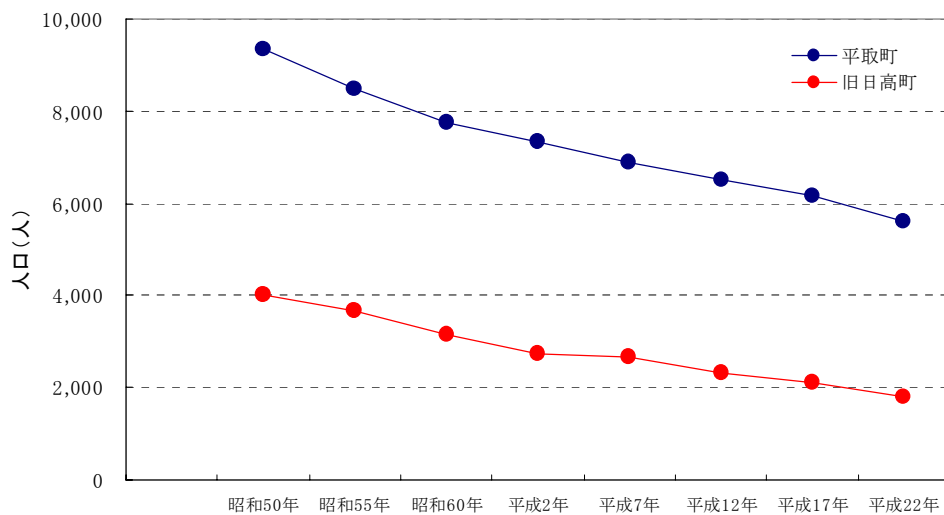
社会的状況の調査範囲

2-2-1 人口及び産業の状況

(1) 人口

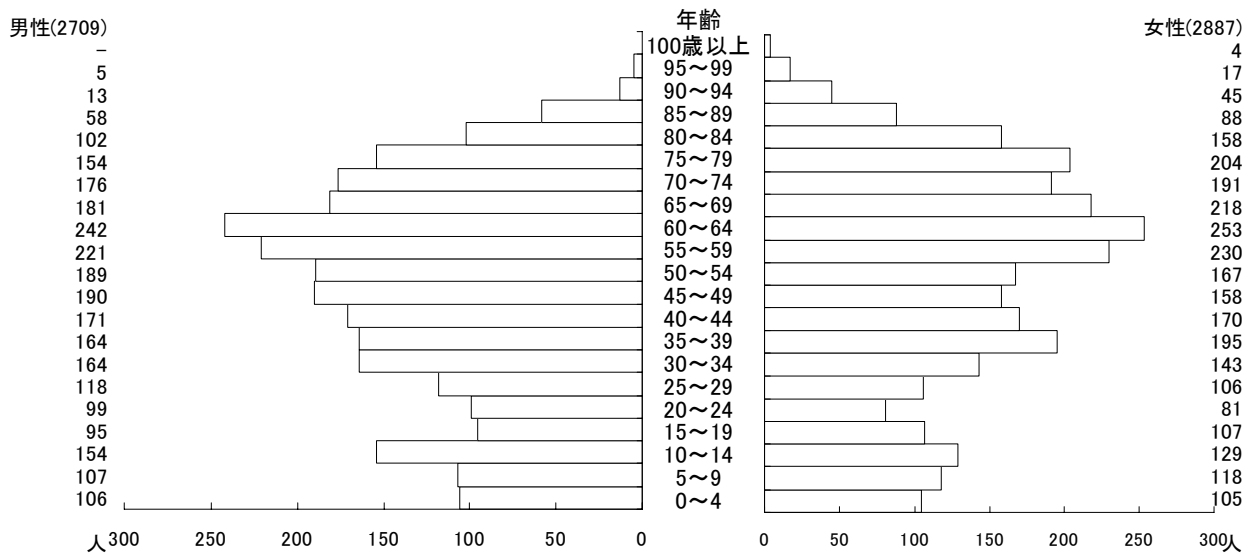
調査範囲にある平取町及び旧日高町における人口の推移は、図 2-21 に示すとおりである。平取町及び旧日高町においては、人口が減少傾向にある。

また、平取町及び旧日高町における年齢階層別の人口は、図 2-22 に示すとおり、概ねつば型を示している。



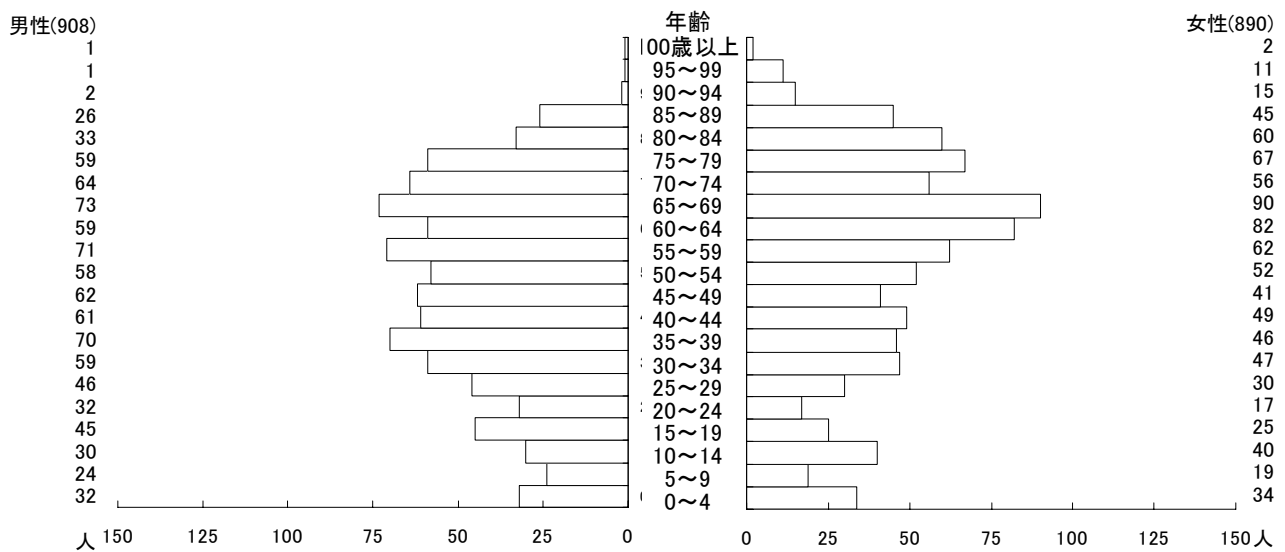
出典) 「平成 22 年国勢調査：総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/>」（平成 25 年 6 月 1 日閲覧）をもとに作成

図 2-21 人口の推移



出典) 「平成 22 年国勢調査：総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/>」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧) をもとに作成

図 2-22(1) 平取町年齢階層別人口(平成 22 年)



出典) 「平成 22 年国勢調査：総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/>」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧) をもとに作成

図 2-22(2) 旧日高町年齢階層別人口(平成 22 年)

(2) 産業

調査範囲にある平取町及び旧日高町における平成22年の産業別人口構成(15歳以上)は、表2-25に示すとおりである。

産業別就業者数の状況は、いずれも第3次産業の割合が最も高くなっている。

表2-25 産業別人口構成

市町村名 産業(大分類)	平取町		旧日高町	
	従業者数 (人)	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
総数	3,043	100.0	886	100.0
第1次産業(小計)	1,114	36.6	122	13.8
農業	1,047	34.4	74	8.4
林業	67	2.2	43	4.9
漁業	-	0.0	5	0.6
第2次産業(小計)	489	16.1	92	10.4
鉱業	32	1.1	4	0.5
建設業	309	10.2	64	7.2
製造業	148	4.9	24	2.7
第3次産業(小計)	1,440	47.3	672	75.8
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.2	28	3.2
情報通信業	1	0.0	3	0.3
運輸・郵便業	105	3.5	46	5.2
卸売・小売業	207	6.8	70	7.9
金融・保険業	24	0.8	6	0.7
不動産業・物品賃貸業	9	0.3	2	0.2
学術研究・専門技術サービス業	54	1.8	27	3.0
飲食店・宿泊業	98	3.2	85	9.6
生活関連サービス業、娯楽業	53	1.7	77	8.7
医療・福祉	218	7.2	92	10.4
教育・学習支援業	198	6.5	77	8.7
複合サービス事業	105	3.5	22	2.5
サービス業(他に分類されないもの)	174	5.7	41	4.6
公務(他に分類されないもの)	187	6.1	144	16.3
分類不能の産業	-	0.0	-	0.0

出典)「平成22年国勢調査:総務省統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/>」(平成25年6月1日閲覧)をもとに作成

2-2-2 土地利用の状況

(1) 土地利用状況

調査範囲にある平取町及び旧日高町における地目別土地利用面積の割合は、表 2-26 に示すとおりである。平取町及び旧日高町は、山林の割合が最も高く総面積の約 82%~96%を占めている。

表 2-26 土地利用状況

土地区分		田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他	合計
市町村	面積(km ²)	20.12	22.25	2.90	0.09	610.20	7.15	29.20	5.13	46.11	743.16
	割合(%)	2.7	3.0	0.4	0.0	82.1	1.0	3.9	0.7	6.2	100.0
平取町	面積(km ²)	3.43	3.08	1.19	0.08	541.01	2.27	2.27	2.02	7.95	563.95
	割合(%)	0.6	0.5	0.2	0.0	95.9	0.4	0.4	0.5	1.4	100.0
旧日高町	面積(km ²)										
	割合(%)										

注) 1. 「池沼」は、灌漑用水でない水の貯留地をいう。

2. 「雑種地」は、野球場、テニスコート、ゴルフ場、鉄軌道用地、遊園地等をいう。

3. 「その他」は、塩田、墓地、境内地、運河用地、用悪水路、水道用地、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園等をいう。

出典) 旧日高町については「北海道市町村勢要覧 平成 17 年版」(北海道統計協会 平成 17 年 10 月)をもとに作成。

平取町については「第 120 回(平成 25 年)北海道統計書:北海道ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tuk/920hsy/13.htm>」(平成 25 年 6 月 1 日閲覧)をもとに作成。

(2) 土地利用計画

1) 都市計画法に基づく用途地域

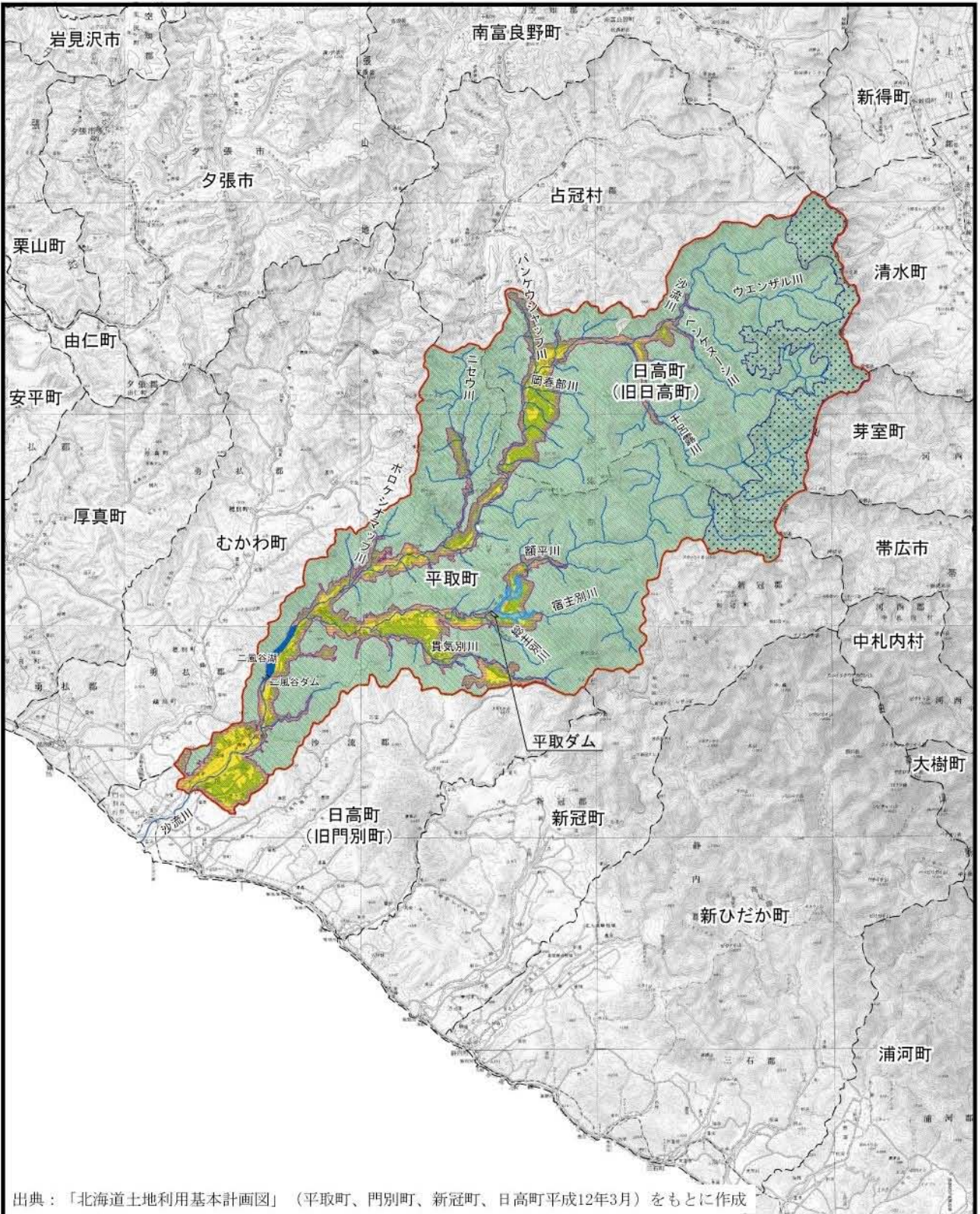
調査範囲にある平取町及び旧日高町においては、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域の指定が指定されている区域はない。

2) 国土利用計画法に基づく土地利用基本計画

調査範囲における国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)に基づく土地利用基本計画は、図 2-23 に示すとおりである。

平取町中央部及び旧日高町北西部が都市地域に、沙流川及び額平川沿いの谷沿いの広い面積が農業地域に、平取町及び旧日高町のほぼ全域が森林地域に指定されている。

また、平取町及び旧日高町の東部にある山地は自然公園地域に指定されている。



凡 例

- | | | | |
|---|------------|---|--------|
|  | ダム堤体 |  | 都市地域 |
|  | 貯水予定区域 |  | 農業地域 |
|  | 社会的状況の調査範囲 |  | 森林地域 |
|  | 市町村界 |  | 自然公園地域 |

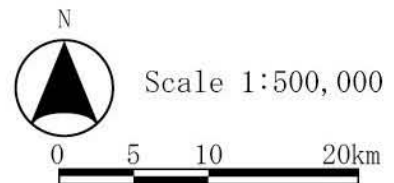


図 2-23
国土利用計画法に基づく
土地利用基本計画

2-2-3 河川及び湖沼並びに地下水の利用の状況

(1) 河川及び湖沼の利用の状況

調査範囲にある平取町及び旧日高町における河川の利水の状況は、表 2-27 に示すとおりである。

農業用水の許可水利権は合計 95 件で、最大取水量の合計は 13.05m³/秒、上水道用水の許可水利権は 3 件で、最大取水量 0.08m³/秒、工業用水の許可水利権は合計 4 件で、最大取水量の合計 0.08m³/秒、発電用水の許可水利権は合計 4 件で、最大取水量の合計 89.60m³/秒である。また、沙流川水系では沙流川本流の千栄第 5 頭首工～岩知志ダム、千呂露川及び岡春別川にヤマベ、ニジマスを対象とした内水面区画漁業権が設定されている。

表 2-27 沙流川水系の利水の状況（法廷河川内の許可水利）

名 称	最大取水量 (m ³ /s)	件 数
発電	89.60	4
かんがい	13.05	95
工業	0.08	4
上水道	0.08	3
雑用水	0.15	4
計	102.96	110

平成 23 年 3 月時点

出典)「沙流川総合開発事業平取ダムの検証に係る検討報告書」(国土交通省北海道開発局 平成 24 年 11 月)

(2) 地下水の利用の状況

調査範囲にある平取町及び旧日高町における地下水の利用の状況は把握されていない。

2-2-4 交通の状況

調査範囲にある平取町及び旧日高町における交通の状況は、表 2-28 及び図 2-24 に示すとおりである。

主要な道路としては、一般国道では 237 号及び 274 号が通っている。また、一般道道芽生貫気別線が、対象事業実施区域と平取町街地とを結ぶ道路となっている。

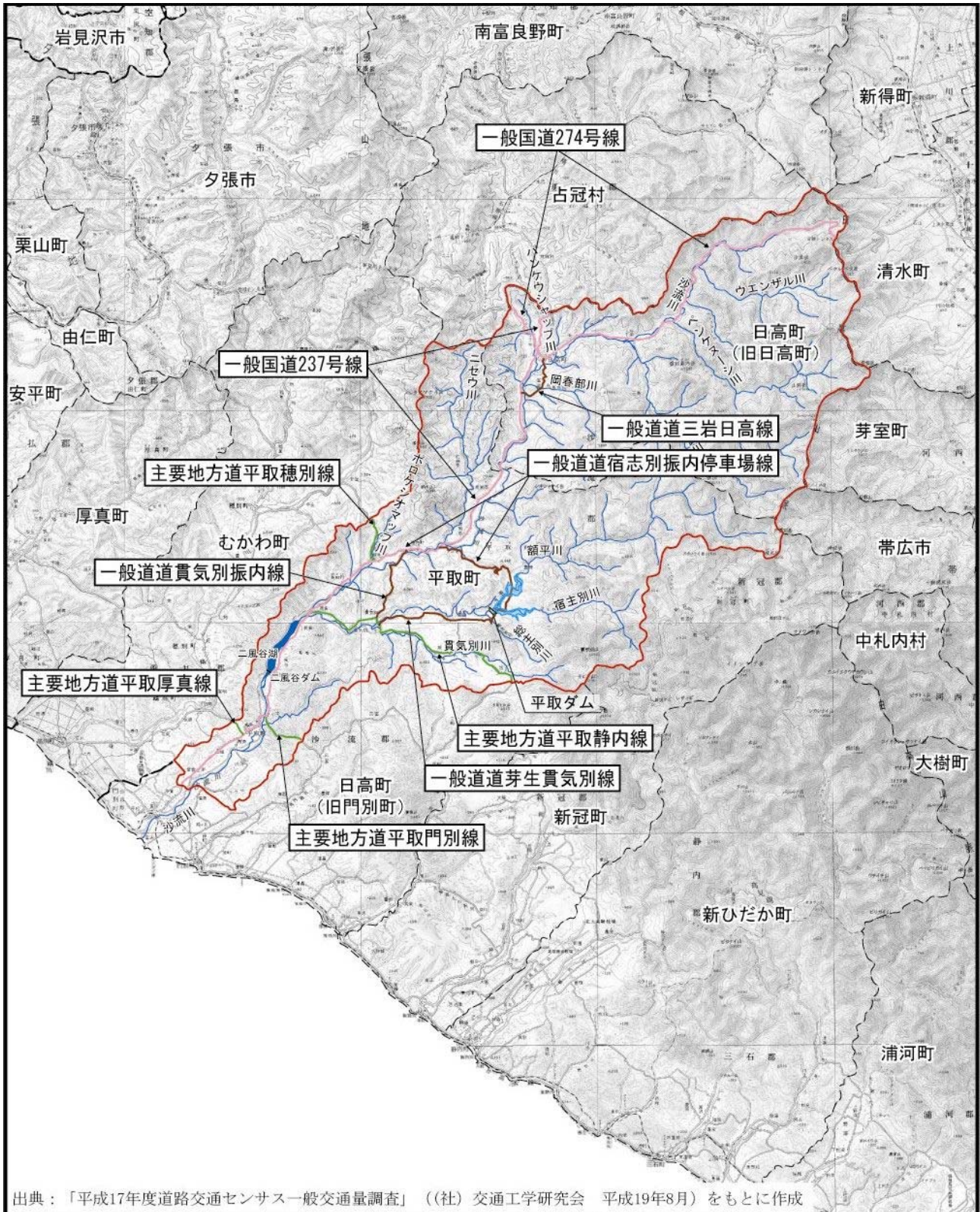
平成 22 年度の交通量は、一般国道 274 号(沙流郡日高町字日高)で平日 5,263 台/12 時間と最も多くなっているほか、一般道道芽生貫気別線における対象事業実施区域の最寄り地点(沙流郡平取町芽生)では、平日 297 台/12 時間となっている。

表 2-28 交通量観測結果

路線名		観測地点	12 時間交通量 (台)
一般国道	一般国道 237 号	(日高町字日高)	933
		日高町字日高 360-1	2,100
		平取町字振内町 26-1	3,072
		(平取町字長知内 23-3)	2,568
		(平取町字二風谷 18-3)	3,911
		(平取町字去場 81-3)	3,046
	一般国道 274 号	(日高町字日高 593)	5,263
		—	1,061
日高町字千栄		971	
主要地方道	平取厚真線	平取町荷菜 57-51	1,603
	平取静内線	(平取町字貫気別 134)	1,382
	平取門別線	平取町字川向 615	272
	平取穂別線	—	266
一般道道	宿志別振内停車場線	平取町字岩知志 20	200
	貫気別振内線	(平取町字振内 87-3)	218
	芽生貫気別線	平取町字芽生 66-6	297
	三岩日高線	(平取町字富岡 341)	226

出典) 「平成 22 年度全国道路交通センサス一般交通量調査」(国土交通省道路局 平成 23 年 9 月)をもとに作成
注) 全国道路交通センサスでは、平成 22 年度から以下に示す観測方法等を変更している。

- ① 休日交通量を標準実施していない。
- ② 観測地点を変更した箇所があるほか、“観測区間”として示して、その住所を示していない箇所がある。
このため、参考としてその区間内にある平成 17 年度センサスの観測地点を()示した。



凡例

- | | | | |
|--|------------|--|-------|
| | ダム堤体 | | 一般国道 |
| | 貯水予定区域 | | 主要地方道 |
| | 社会的状況の調査範囲 | | 一般道道 |
| | 市町村界 | | |

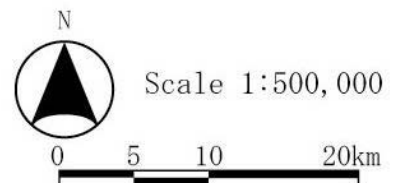


図 2-24
交通の状況（主要な道路）

2-2-5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

調査範囲にある平取町及び旧日高町における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況は、表 2-29～31 及び図 2-25～27 に示すとおりである。このうち、対象事業実施区域及びその周辺に環境の保全についての配慮が特に必要な施設は分布していない。

また、調査範囲にある平取町及び旧日高町における住宅(集落)の分布は、図 2-28 に示すとおりである。

表 2-29 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(学校、文化施設等)

市町村	区 分	No.	施 設 の 名 称
平取町	小学校	1	町立紫雲古津小学校
		2	町立平取小学校
		3	町立二風谷小学校
		4	町立貫気別小学校
		5	町立振内小学校
	中学校	6	町立平取中学校
		7	町立振内中学校
	高等学校	8	道立平取高等学校
	盲・ろう・養護学校	9	道立平取養護学校
	博物館	10	萱野茂二風谷アイヌ資料館
		11	二風谷アイヌ文化博物館
		12	沙流川歴史館
	図書館	13	町立図書館
	保育所	14	振内保育所
		15	紫雲古津へき地保育所
		16	二風谷保育所
		17	バチラー保育園
		18	弥生保育所
		19	荷葉へき地保育所
旧日高町		小学校	20
	中学校	21	町立日高中学校
	高等学校	22	町立北海道日高高等学校
	博物館	23	日高山脈博物館
	図書館	24	町立日高図書館郷土資料館
	保育所	25	日高保育所

注) 1. 施設の名称は平成 25 年 6 月時点のものである。

2. 表中の No. は図 2-25 の番号と対応している。

出典) 1. 「公立学校等一覧 北海道教育委員会日高教育局ホームページ: <http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/>」(平成 25 年 6 月 1 日閲覧)

2. 「社会福祉法人名簿 北海道日高振興局保健環境部社会福祉課ホームページ:

http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/meibo/syakaifukushi_houjin.htm」(平成 25 年 6 月 1 日閲覧)

3. 「観光文化施設 平取町ホームページ: <http://www2.town.biratorι.hokkaido.jp/biratorι/shisetsu.html> 及び日高町ホームページ: <http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/>」(平成 25 年 6 月 1 日閲覧)をもとに作成。

表 2-30 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(病院及び診療所)

市町村	区 分	No.	施 設 の 名 称
平取町	病院	1	平取町国民健康保険病院
		2	平取町振内診療所
	3	福地医院	
	歯科診療所	4	平取歯科診療所
		5	平取町振内歯科診療所
		6	平取町貫気別歯科診療所
		7	医療法人社団桜和会みんなの歯科クリニック
旧日高町	病院	8	日高町立国民健康保険診療所
	歯科診療所	9	日高町立日高歯科診療所
		10	なかもと歯科医院

注) 1. 施設の名称は平成 25 年 6 月時点のものである。

2. 表中の No. は図 2-26 の番号と対応している。

出典) 1. 「医療施設一覧表 北海道日高支庁ホームページ : <http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/>」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)

2. 「北海道厚生局ホームページ 全保険医療機関・保険薬局一覧表(平成 25 年 3 月) : http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index.html」(平成 25 年 6 月 1 日閲覧) をもとに作成。

表 2-31 環境の保全についての配慮が特に必要な施設(社会福祉施設)

市町村	区 分	No.	施 設 の 名 称
平取町	特別養護老人ホーム	1	特別養護老人ホーム平取かつら園
	短期入所生活介護	2	
	老人介護福祉施設	3	
	軽費老人ホーム	4	ケアハウスしずか
	老人福祉センター	5	平取町老人福祉センター
	老人デイサービスセンター	6	びらとりデイサービスセンター
	地域包括支援センター	7	平取町地域包括支援センター
	老人等福祉寮	8	貫気別老人福祉寮やすらぎ
	知的障害者入所授産施設	9	すずらん
	知的障害者通所授産施設	10	
	通所介護	11	びらとりデイサービスセンター通所介護事業所
	共同生活援助	12	せきえい・はばたき
	児童デイサービス	13	平取町母子通園センター
旧日高町	特別養護老人ホーム	14	日高町立特別養護老人ホーム日高高寿園
	短期入所生活介護	15	
	老人介護福祉施設	16	
	老人福祉センター	17	日高老人福祉センター
	老人デイサービスセンター	18	日高町立日高デイサービスセンター
	通所介護	19	
	地域包括支援センター	20	日高町日高地域包括支援センター
	高齢者生活福祉センター	21	日高町生活支援ハウス日高つつじ荘
老人等福祉寮	22	日高町老人福祉寮日高くるみ荘	

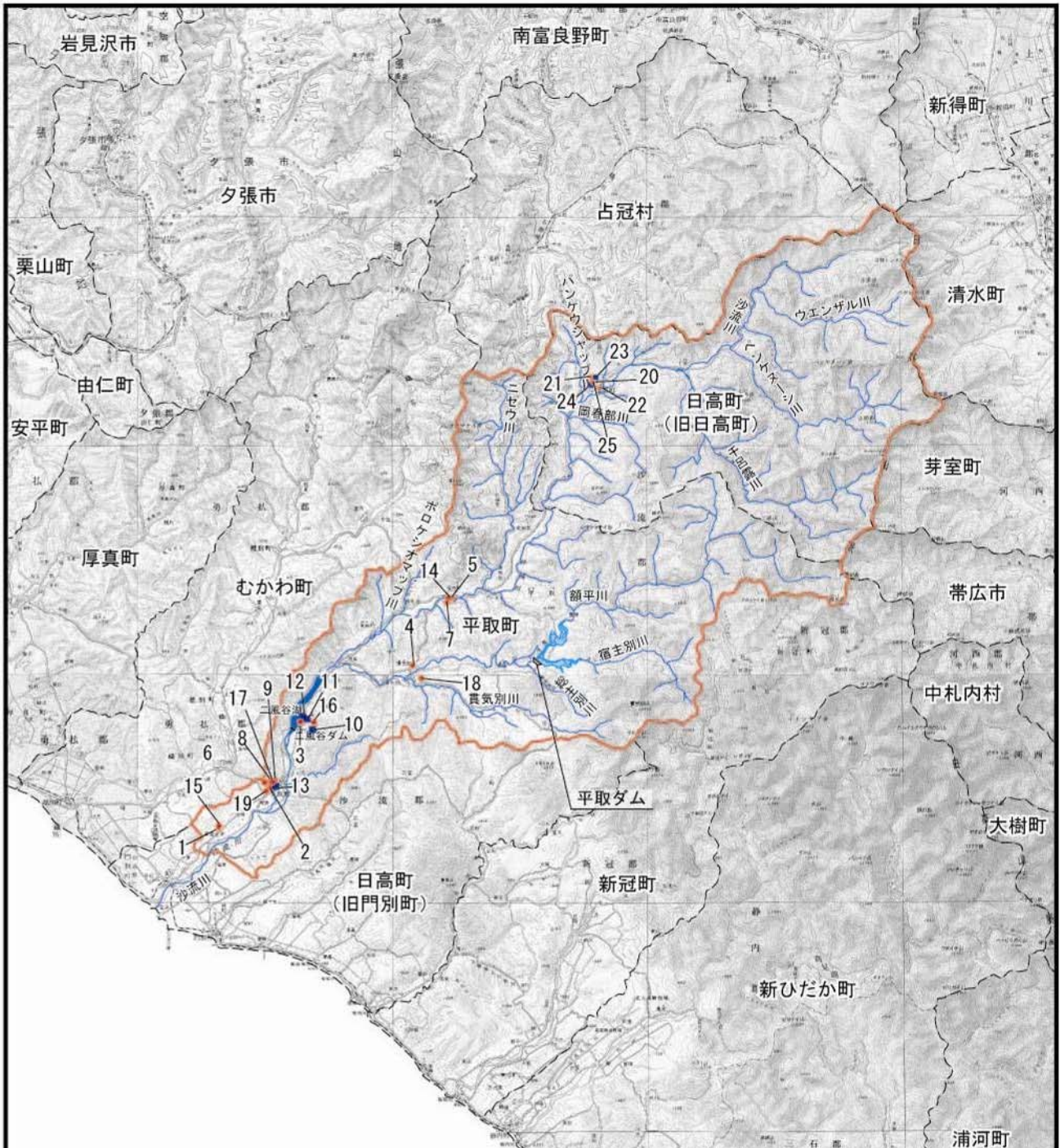
注) 1. 施設の名称は平成 20 年 9 月時点のものである。

2. 表中の No. は図 2-27 の番号と対応している。

出典) 1. 「北海道日高振興局保健環境部社会福祉課ホームページ : <http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.htm>」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)







2. 「日高福祉ガイドブック(日高町役場ホームページ) : <http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/kurashi/hard-hoke.html>」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)

3. 「北海道立特別支援教育センターホームページ : http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/08school/fukushi/bosituu_itiran.html」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧) をもとに作成。



- 出典) 1. 「公立学校等一覧 北海道教育委員会日高教育局ホームページ: <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/hdk/> (平成 2025 年 8 月 27 日閲覧)
2. 「社会福祉法人名簿 北海道日高保健福祉事務所保険福祉部社会福祉課北海道日高振興局保健環境部社会福祉課ホームページ: http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/meibo/syakaifukushi_houjin.htm (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)
3. 「観光文化施設 平取町ホームページ: <http://www2.town.biratori.hokkaido.jp/biratori/shisetsu.html> 及び 日高町ホームページ: <http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/index.htm> (平成 25 年 6 月 1 日閲覧) をもとに作成

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  学校等
-  文化施設

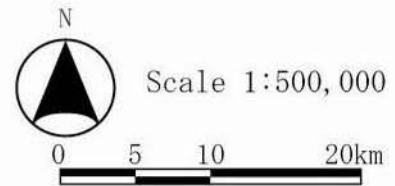
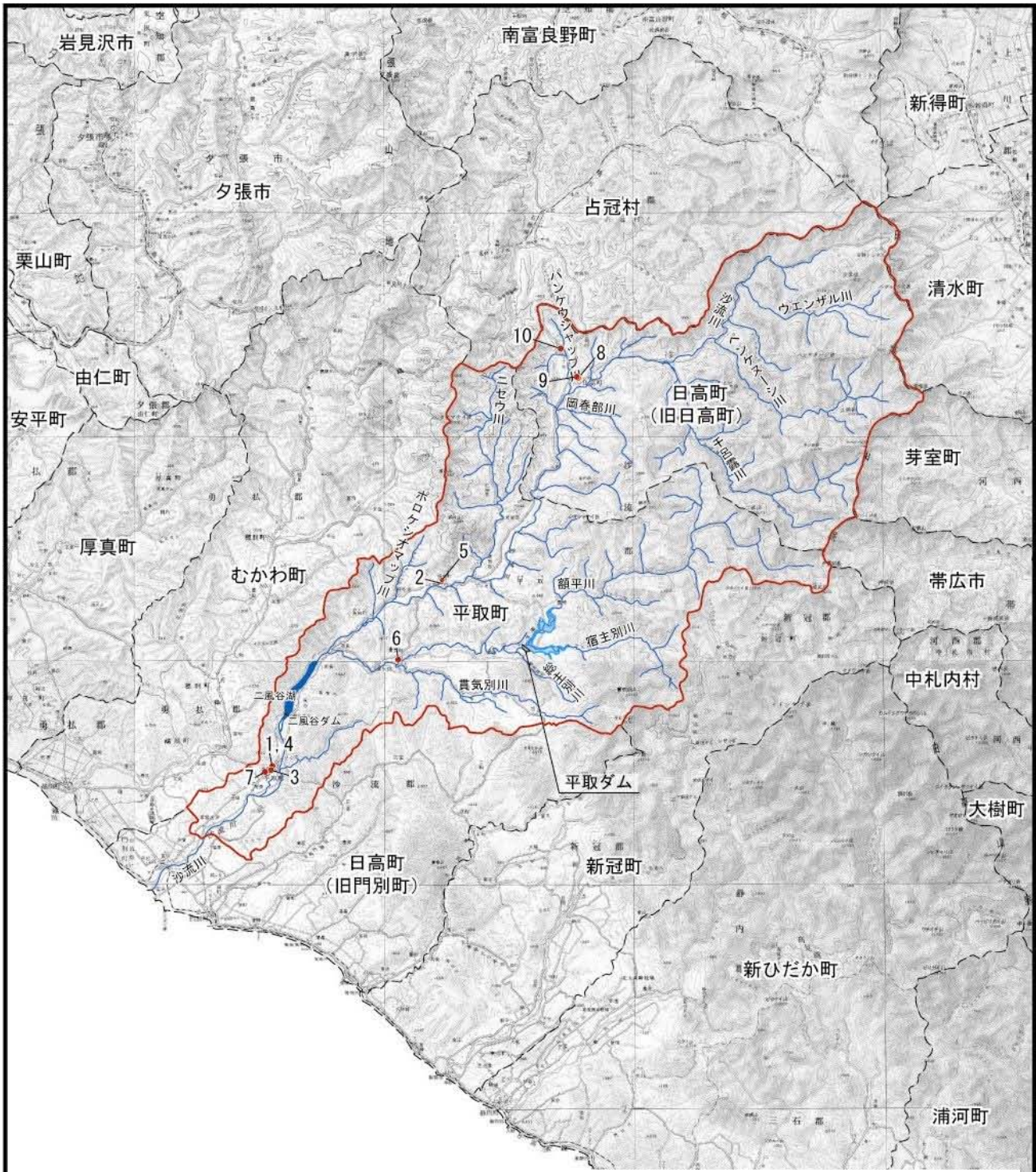


図2-25
環境の保全についての配慮が特に必要な施設(学校、文化施設等)の配置状況

注) 図中の番号は表2-29のNo. と対応する。



出典)1・「医療施設一覧表 北海道日高支庁ホームページ : <http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/>」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)
 2・「北海道厚生局ホームページ 全保険医療機関・保険薬局一覧表(平成 25 年 3 月) : http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/hokkaido/gyomu/gyomu/hoken_kikan/index.html」 (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)
 をもとに作成。

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  病院及び診療所施設

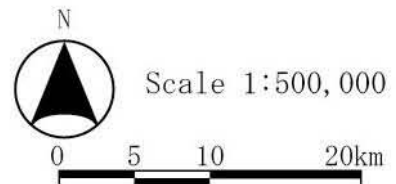
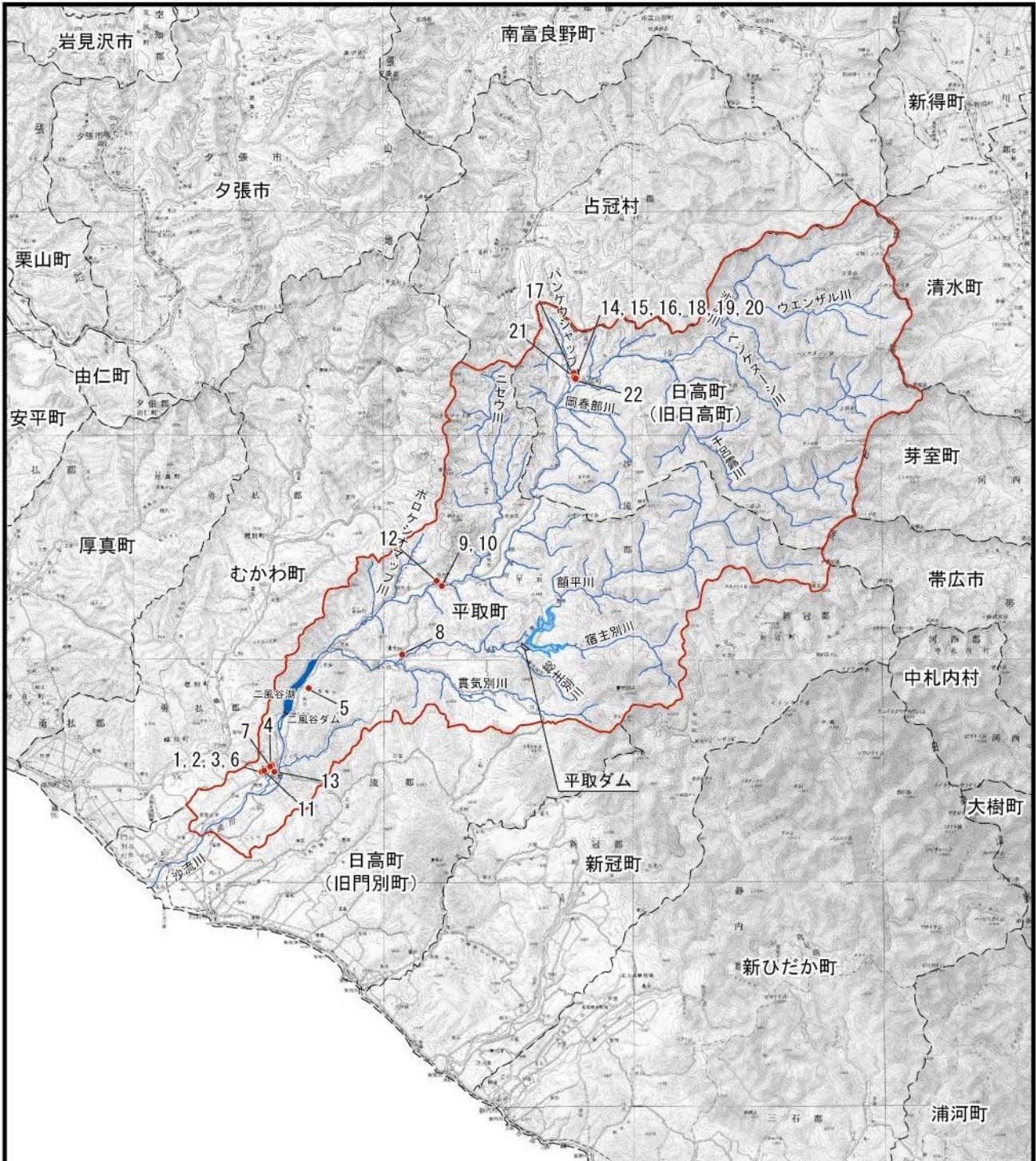


図2-26
 環境の保全についての配慮が特に
 必要な施設(病院及び診療所)の
 配置状況

注) 図中の番号は表2-30のNo. と対応する。








出典)

1. 「北海道日高振興局保健環境部社会福祉課ホームページ : <http://www.hidaka.pref.hokkaido.lg.jp/hk/syf/index.htm> (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)
2. 「日高福祉ガイドブック(日高町役場ホームページ) : <http://www.town.hidaka.hokkaido.jp/kurashi/hard-hoke.html> (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)
3. 「北海道立特別支援教育センターホームページ : http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/08school/fukushi/bosituu_itiran.html (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)

をもとに作成。

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  社会福祉施設

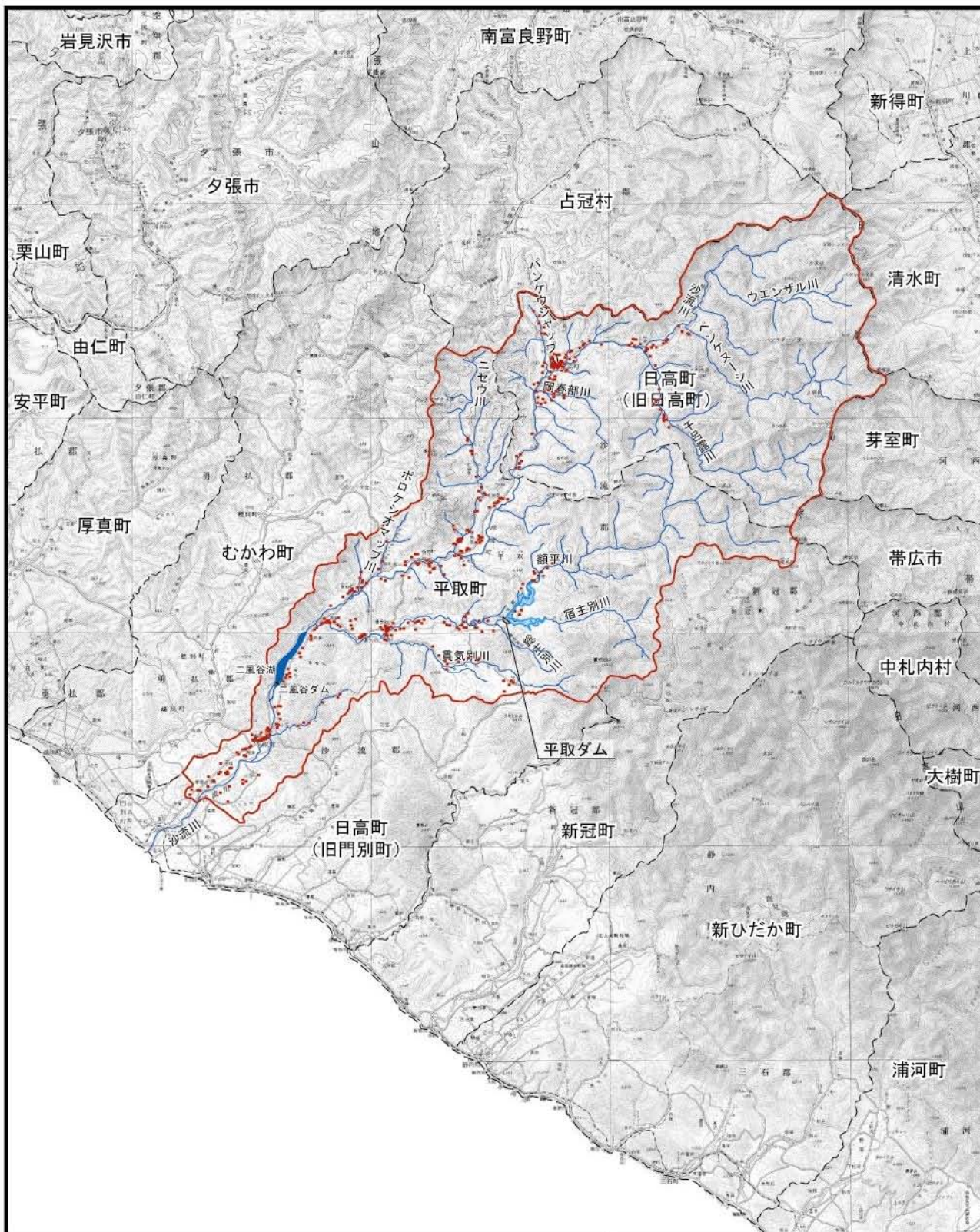


Scale 1:500,000






0 5 10 20km

図2-27
環境の保全についての配慮が特に
必要な施設(福祉施設)の配置状況

注) 図中の番号は表2-31のNo. と対応する。



凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  住宅地
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界



Scale 1:500,000

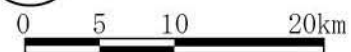


図 2-28

住宅（集落）の分布状況

2-2-6 下水道の整備の状況

調査範囲にある平取町及び旧日高町における下水道の整備の状況及び農業集落排水事業の概要は、表 2-32 及び図 2-29 に示すとおりである。

下水道の計画人口は旧日高町が 2,200 人で、処理区域面積は旧日高町が 135ha となっている。また、調査範囲にある平取町及び旧日高町には、農業集落排水事業は実施されていない。

表 2-32 下水道の整備の状況

区分 市町村名	種別	計画(事業認可)		現況(平成 19 年度末)		
		計画人口 (人)	処理区域面積 (ha)	処理区域人口 (人)	処理区域面積 (ha)	普及率 (%)
平取町	—	—	—	—	—	—
旧日高町	特環	2,200	135	1,704	135	81.3
合計	—	2,200	135	1,704	135	81.3

注) 1. 普及率=処理区域人口/行政区域人口
 2. 行政区域人口は年度末の住民基本台帳人口。
 3. 種別の公共は公共下水道、特環は特定環境保全公共下水道。
 4. —:該当なし。

出典) 1. 「下水道統計 平成 15 年度版」(財団法人 日本下水道協会 平成 16 年)
 2. 「北海道日高町日高総合支所施設農林課資料」(平成 20 年 3 月)をもとに作成

また、調査範囲におけるし尿処理の状況は、表 2-33～34 に示すとおりであり、平成 23 年度の水洗化人口の合計は 13,980 (旧門別町を含む) 人、非水洗化人口の合計は 5,312 (旧門別町を含む) 人となっている。

表 2-33 し尿処理人口の内訳

単位:人

市町村名	水洗化率 (%)	水洗化人口						非水洗化人口		
		公共 下水道	コミュニ ティプラ ント	浄化槽人口		計画 収集 人口	自家 処理 人口			
				合併処 理浄化 槽人口	単独 浄化槽 人口					
平取町	69.0	3,841	0	0	3,841	1,331	2,510	1,729	1,729	0
日高町	73.9	10,139	7,372	0	2,767	902	1,865	3,583	3,583	0
合計	75.5	13,980	7,372	0	6,608	2,233	4,375	5,312	5,312	0

注) 1. 浄化槽は農業集落排水及び漁業集落排水等を含む。
 2. 合併処理浄化槽は農業集落排水及び漁業集落排水を含む。
 3. 現時点では合併前の行政区別のデータ公表が行われていないため、旧日高町については、現在の日高町(旧門別町との合併後)の数値を示した。

出典) 「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 23 年度データ 環境省廃棄物・リサイクル対策部ホームページ :
http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h23/index.html (平成 25 年 6 月 1 日閲覧)

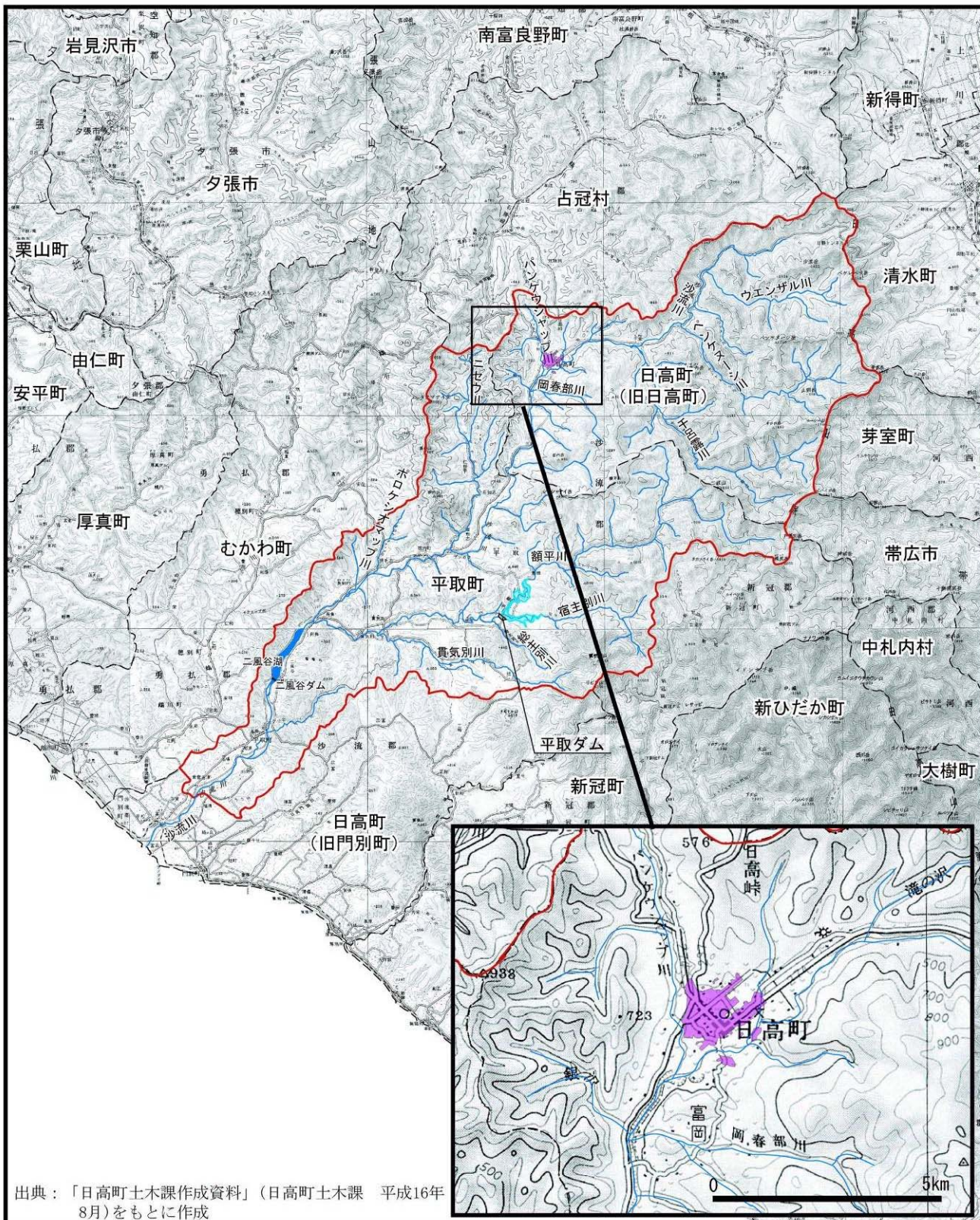
表 2-34 し尿処理の内訳

単位:kL

市町村名	し尿処理施設	下水道投入	海洋投入	合計
平取町	2,038	0	0	2,038
日高町	2,014	0	0	2,014
合計	4,052	0	0	4,052

注) 1. し尿には浄化槽汚泥を含む。
 2. 現時点では合併前の行政区別のデータ公表が行われていないため、旧日高町については、現在の日高町(旧門別町 との合併後)の数値を示した。

出典) 「一般廃棄物処理実態調査結果 平成 23 年度データ 環境省廃棄物・リサイクル対策部ホームページ :
http://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/h23/index.html (平成 25 年 6 月 1 日閲覧) をもとに作成



出典：「日高町土木課作成資料」（日高町土木課 平成16年8月）をもとに作成

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  特定環境保全公共下水道整備区域



Scale 1:500,000

0 5 10 20km

図 2-29

下水道等の整備状況

2-2-7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る
規制の内容その他の状況

環境関係法令等による規制等の状況は、表 2-35 に示すとおりである。

表 2-35 環境関係法令等による規制等の状況一覧(1/2)

法 律 等		指定状況及び規制基準の内容	
		対象事業実施区域及びその周辺の区 域	調査範囲
環境基本法に基づく	大 気 汚 染	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの環境基準	
	騒 音	騒音に係る環境基準の地域の類型は指定されていない。	
	水 質 汚 濁	額平川が A 類型に指定されている。	(沙流川流域) 沙流川の千呂露川合流点から上流(千呂露川を含む)が AA 類型に、千呂露川合流点から額平川合流点まで(額平川を含む)が A 類型に、額平川合流点から下流が B 類型に指定されている。
	地 下 水 の 水 質 汚 濁	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素等の環境基準	
	土 壌 の 汚 染	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素等の環境基準	
ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準		ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準	
大気汚染に係る規制	大気汚染防止法	硫黄酸化物の排出規制において、K 値は 17.5 とされている。 ばいじん及び有害物質に係る全国一律の排出基準 第 5 条第 2 項の規制に基づく指定ばい煙の総量規制指定地域に指定されていない。 第 15 条第 1 項の規制に基づく硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の燃料使用基準に係る指定地域に指定されていない。	
	北海道公害防止条例	ばい煙、粉じんに係る特定施設及び規制基準	
騒音に係る規制	騒音規制法	特定工場等において発生する騒音の規制基準による区域の指定はない。	
	北海道公害防止条例	騒音が発生する工場において発生する騒音に係る特定施設及び規制基準	
振動に係る規制	振動規制法	特定工場等において発生する振動の規制基準による区域の指定はない。	
	北海道公害防止条例	振動が発生する工場において発生する騒音に係る特定施設及び規制基準	
水質汚濁に係る規制	水質汚濁防止法	「有害物質による汚染」及び「その他の汚染」についての排水基準	
	水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等	水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例の上乗せ基準が設定されている。	
ダイオキシン類に係る規制	ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類に係る大気基準適用施設及び大気排出基準、水質基準対象施設及び水質排出基準が定められている。	
土壌汚染に係る規制	土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染区域に指定されている区域はない。	

注) 黄色の網掛けは、調査範囲において該当する法律等を示す。

表 2-35 環境関係法令等による規制等の状況一覧(2/2)

法 律 等	指定状況及び規制基準の内容	
	対象事業実施区域及びその周辺の区域	調査範囲
北海道環境基本条例	北海道における環境の保全に関する基本的施策	
各市町村の環境保全に関する条例	な し	
自然公園法	な し	国定公園として、日高山脈襟裳国定公園が指定されている。
北海道自然公園条例	な し	
自然環境保全法	な し	
北海道自然環境等保全条例	な し	記念保護樹木として義経神社の栗が指定されている。
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	な し	
都市緑地保全法	な し	
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区の指定はない。	
北海道希少野生動植物の保護に関する条例	生息地等保護区の指定はない。	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	な し	平取町及び旧日高町の一部が鳥獣保護区に、そのうち旧日高町の一部が特別鳥獣保護区に指定されている。
特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	な し	
文化財保護法	国指定重要文化的景観にアイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観が指定されている。	国指定天然記念物に沙流川源流原始林（沙流川源流）が指定されている。
北海道文化財保護条例	な し	
市町村文化財保護条例	平取町の天然記念物として、芽生すずらん群生地（平取町芽生）が指定されている。	
都市計画法	な し	
森林法	土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林が指定されている。	水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、干害防備保安林及び保健保安林が指定されている。
砂防法	な し	平取町で 2 ケ所、旧日高町で 4 ケ所が指定されている。
鉱業法	な し	
温泉法	な し	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	な し	平取町で 2 ケ所が指定されている。
地すべり等防止法	周辺に地すべり防止区域の指定がされている。	平取町で 58 ケ所、旧日高町で 25 ケ所が指定されている。

注) 黄色の網掛けは、調査範囲において該当する法律等を示す。

【環境関係法令等による規制等の内容】

(1) 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況

1) 水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)は、表2-36～38に示すとおりである。

調査範囲にある平取町及び旧日高町における公共用水域の類型指定状況は、図2-30に示すとおりであり、沙流川の千呂露川合流点から上流(千呂露川を含む)がAA類型に、千呂露川合流点から額平川合流点まで(額平川を含む)がA類型に、額平川合流点から下流がB類型に指定されている。

表 2-36 人の健康の保護に関する環境基準

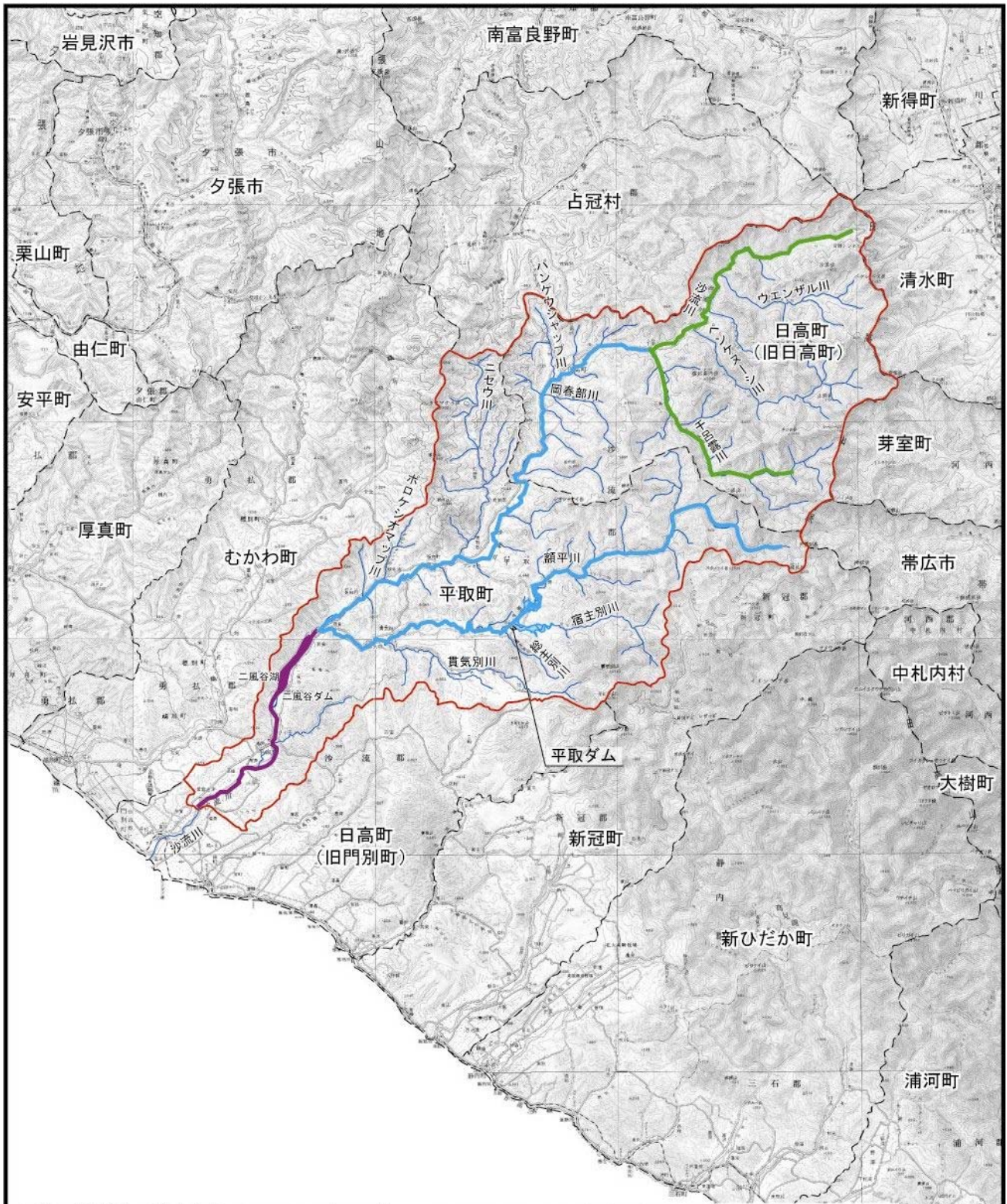
項 目	基 準 値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、測定結果が定量限界を下回ることをいう。








3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0120(以下「規格」という。)43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0120 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。



出典：「北海道 環境保全課 ホームページhttp://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/khz/contents/top_page/download.htm (平成20年9月5日閲覧) をもとに作成

凡 例

- | | | | |
|---|------------|---|------|
|  | ダム堤体 |  | AA類型 |
|  | 貯水予定区域 |  | A類型 |
|  | 社会的状況の調査範囲 |  | B類型 |
|  | 市町村界 | | |

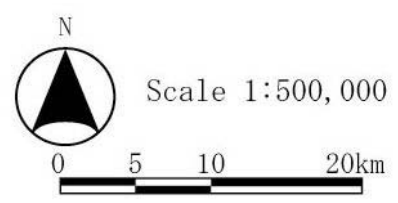


図2-30
生活環境の保全に関する環境基準の
水域類型の指定状況

表 2-37 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

ア 河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全 及び A 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴 及び B 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級 水産 2 級 及び C 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 及び D 以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級 農業用水 及び E の欄に 掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

備考) 1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
 3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
 4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した 4 段階(試料量が 0.1mL 以下の場合は 1mL に希釈して用いる。)を 5 本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100 mL 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
 4. 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ 河川(湖沼を除く)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全重鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下 (海域0.001mg/L以下)	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下 (海域0.0007mg/L以下)	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考)基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

表 2-38 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級	6.5以上	1mg/L以下	1mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL 以下
	水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	8.5以下				
A	水道2級、3級	6.5以上	3mg/L以下	5mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL 以下
	水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	8.5以下				
B	水産3級	6.5以上	5mg/L以下	15mg/L以下	5mg/L以上	—
	工業用水1級、 農業用水 及びCの欄 に掲げるもの	8.5以下				
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上	8mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	—
		8.5以下				

備考)水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注)1.自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2.水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3.水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4.工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

5.環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種工業用水農業用水環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考)1. 基準値は、年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

注)1. 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2. 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)

3. 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種:コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法に基づく地下水の水質汚濁に係る環境基準(平成9年環境庁告示第10号)は、表2-39に示すとおりである。

表 2-39 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

備考)1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という。)K0120の43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0120の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

(2) 水質汚濁に係る規制

1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準

水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)は、表2-40に示すとおりである。

表2-40(1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による汚染)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.3 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素 10mg/L 海域に排出されるもの ほう素 230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素 8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素 15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

備考)1. 「検出されないこと。」とは、第二条の規定に基づき環境庁長官が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第二条第一項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

表 2-40(2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の汚染)

有害物質の種類	許 容 限 度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出されるもの 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均 120 mg/L)
浮遊物質	200 mg/L(日間平均 150 mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量	120 mg/L(日間平均 60 mg/L)
燐含有量	16 mg/L(日間平均 8 mg/L)

- 備考)1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 9,000 mg/L を超えるものを含む。以下同じ。)として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
 - 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境庁長官が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境庁長官が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定(平成12年12月20日条例第125号)に基づく排水基準を定める条例に基づく排水基準を定める条例の上乗せ基準が設定されている。条例に基づく水域の上乗せ排水基準は、表2-41に示すとおりである。

表2-41(1) 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等に基づく排水基準(追加された有害物質の排出基準値)

ほう素及びその化合物	海域以外	ほう素 10mg/L
	海域	ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外	ふっ素 8mg/L
	海域	ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L	

表2-41(2) 水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等に基づく排水基準(追加された有害物質に係る特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件)

ほう素及びその化合物	ほう素 0.2mg/L
ふっ素及びその化合物	ふっ素 0.2mg/L
アンモニア又はアンモニウム化合物 亜硝酸化合物 硝酸化合物	アンモニア性窒素 0.7mg/L 亜硝酸性窒素 0.2mg/L 硝酸性窒素 0.2mg/L

表2-41(3) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例に基づく排出基準

適用区域	業種又は施設	許容限度(単位 1リットルにつきミリグラム)		
		生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質量
沙流川水域	肉製品製造業	80(日間平均60)		70(日間平均50)
	乳製品製造業(1日当たりの平均的な排出水の量が1,000立方メートル以上のものに限る。)	80(日間平均60)		70(日間平均50)
	と畜業	昭和51年6月23日まで 160(日間平均120)		70(日間平均50)
	尿尿浄化槽(処理対象人員が501人以上のものに限る。)	40(日間平均30)		90(日間平均70)
	下水道終末処理施設(活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものに限る。)	日間平均20		日間平均70

備考)1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2. この表に掲げる排水基準は、この表に特別の定めがあるものを除くほか、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

(3) 条例等に基づく環境保全計画等の内容

1) 北海道環境基本条例(平成8年北海道条例第37号)

北海道環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)は、良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに道、事業者及び道民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定されている。

環境基本条例第6条においては、事業者の責務として「1. 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害の防止又は自然環境の適正な保全のために、その責任において必要な措置を講ずる責務を有する。2. 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。3. 環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう製品の開発、廃棄物の減量等に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。4. その事業活動に関し、環境の保全及び創造に資するよう自ら積極的に努め、及びその事業活動に係る環境の保全及び創造に関する情報の自主的な提供に努めるとともに、道又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。」とされている。

また、第9条においては、施策等の策定に係る以下の4つの指針を掲げている。

1. 人の健康の保護及び生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
2. 人と自然とが共生する豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
3. 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる社会を実現するため、良好な環境の保全を図りつつ、身近な緑や水辺との触れ合いづくり等を推進すること。
4. 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用を推進すること。

2) 北海道環境基本計画〔第2次計画〕

北海道環境基本計画〔第2次計画〕は、環境基本条例第10条の規定に基づき平成20年に策定されている。

同計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標や施策の基本的な方向などを明らかにするものである。このため、以下の第2次計画の抜粋に示すように、同計画では21世紀半ばを展望した長期的な目標を掲げ、目標の達成に向け、計画期間に展開する施策の基本的事項を示すものである。

<p>1. 将来像の視点</p> <p>北海道を取り巻く現状や環境特性などを踏まえ、次に示すような視点を考慮することが重要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・自然と共生する・健全な物質循環を確保する・持続可能な生活を目指す・環境に配慮した地域づくりをすすめる・環境と経済の良好な関係をつくる <p>2. 施策の展開</p> <p>21世紀半ばを展望した将来像の実現に向け、この計画の期間とする10年間に展開するべき政策分野ごとの施策の方向を示します。</p> <p><分野別の施策の展開></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 地域から取り組む地球環境の保全(2) 北海道らしい循環型社会の形成(3) 自然との共生を基本とした環境の保全と創造(4) 安全・安心な地域環境の確保 <p><各分野に共通する施策の展開></p> <ol style="list-style-type: none">(1) 環境に配慮した地域づくり(2) 基盤的な施策の推進 <p>3. 重点的に取り組む事項</p> <p>10年後の目指す姿の実現に向けて、限られた資源を優先的に投入し、道の関係部局が連携して取り組むことが必要な事項を掲げます。</p> <ul style="list-style-type: none">・北海道の特性を生かした地球環境温暖化対策の推進 〔地球温暖化対策を加速する枠組みによる取組の推進など〕・地域資源を活用した循環型社会の形成 〔循環型社会の形成を加速する制度的な枠組みの推進など〕・北海道らしい自然共生社会の実現 〔生物多様性保全に関する基本プログラムの策定及び関連する取組の推進など〕・流域全体を捉えた健全な水循環の確保 〔農山漁村、都市等を含めた流域全体の健全な水循環の確保のための計画的な水循環保全施策の推進など〕

注) 北海道環境基本計画〔第2次計画〕～循環と共生を基調とする持続可能な北海道を目指して～(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/kihonkeikaku.htm>) (平成25年6月1日閲覧)より、計画内容を要約。

(4) 自然公園法等に基づく地域地区の指定状況

社会的状況の調査範囲には自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づき国が指定する国立公園、国定公園は、表2-42及び図2-31に示すとおりであり、平取町及び旧日高町東部に日高山脈襟裳国定公園が指定されている。

なお、社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における北海道自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)に基づき道が指定する道立公園はない。

表 2-42 国定公園の指定状況

区分	名称	面積 (ha)			指定年月日
		区分	平取町	旧日高町	
国定公園	日高山脈襟裳国定公園	特別地域 (特別保護地区及び第1～3種特別地域)	2,433	11,638	昭和56年10月1日
		普通地域	0	0	
		合計	14,071		

- 注) 1. 第1種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域をいう。)
2. 第2種特別地域(第1種特別地域及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業についてはつとめて調整を図ることが必要な地域をいう。)
3. 第3種特別地域(特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域をいう。)
4. 普通地域(特別地域に含まれない地域をいう。)
- 出典) 1. 「北海道 自然環境課ホームページ」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/environ/parks/hidaka.htm> (平成25年6月1日閲覧)

(5) 自然環境保全法等に基づく地域地区等の指定状況

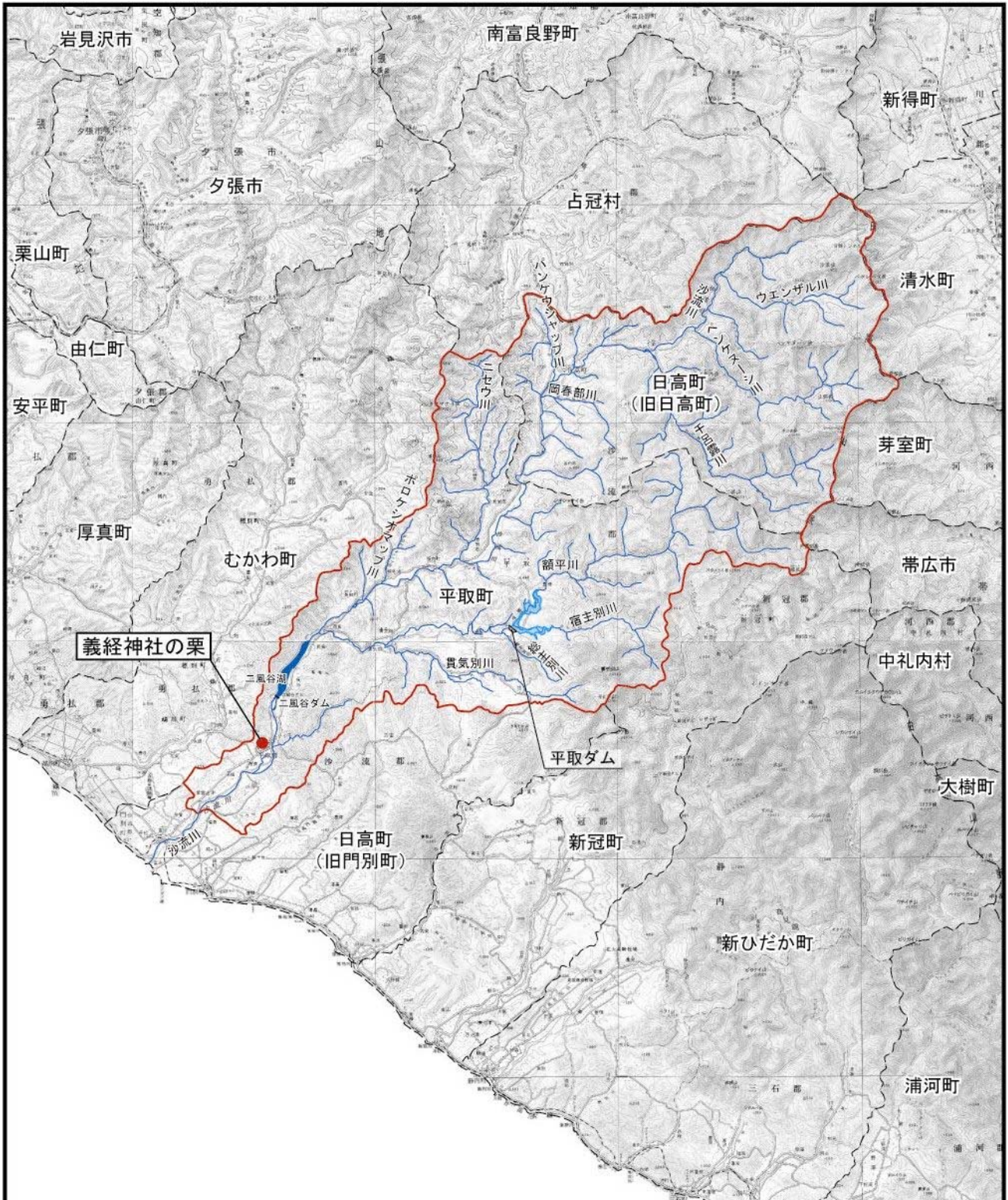
社会的状況の調査範囲には、北海道自然環境等保護条例に基づき道が指定する記念保護樹木は表2-43、図2-32に示すとおりであり、平取町には「義経神社の栗」が指定されている。

なお、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づき国が指定した自然環境保全地域はない。

表 2-43 記念保護樹木の指定状況






名称	所在地	指定年月
義経神社の栗	平取町	昭和49年3月30日

- 出典) 「北海道 自然環境課ホームページ」
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm> (平成25年6月1日閲覧)



出典：「北海道 自然環境課ホームページ：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/kouen/hozen.htm」
 (平成20年9月5日閲覧)をもとに作成

凡 例

-  ダム堤体
-  貯水予定区域
-  社会的状況の調査範囲
-  市町村界
-  記念保護樹木

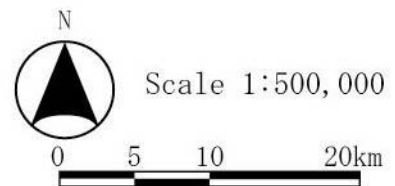


図2-32
 記念保護樹木の指定状況

(6) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界自然遺産登録地の指定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成4年条約第7号)に基づく世界自然遺産登録地の指定はない。

(7) 都市緑地法に基づく地域地区の指定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、都市緑地法(昭和48年法律第72号、旧法 都市緑地保全法(昭和48年法律第72号)を平成16年に改称)に基づく地域地区の指定はない。

(8) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく地域地区の指定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき環境庁長官が指定する生息地等保護区はない。

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区等の設定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区等の設定状況は、表2-44及び図2-33に示すとおりである。

北海道指定鳥獣保護区は平取町に1ヶ所、旧日高町に2ヶ所設定されている。旧日高町の2ヶ所は、北海道指定特別鳥獣保護区にも設定されている。

エゾシカ捕獲禁止区域は、平取町及び旧日高町の山岳部に設定されている。また、平取町及び旧日高町の道指定鳥獣保護区域及び国定公園を除くほぼ全域でエゾシカ可猟区域に設定されており、定められた狩猟期間(平成24年度においては、平成24年10月27日～平成25年2月28日に設定されている。)内における捕獲が認められている。

銃猟禁止区域はいずれの市町にも設定されていない。

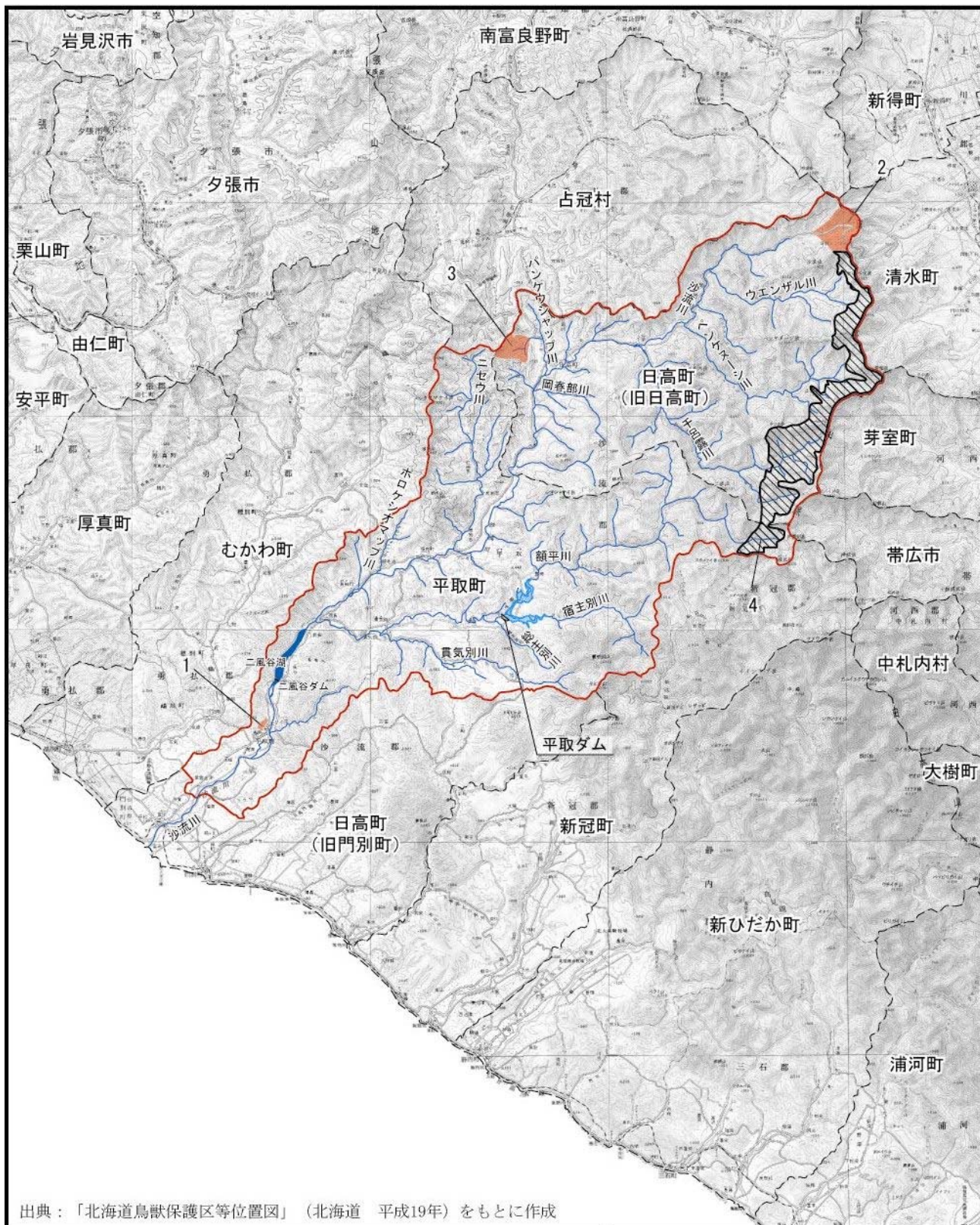
対象事業実施区域及びその周辺の区域には、鳥獣保護区等に指定されている区域はない。

表 2-44 鳥獣保護区等の設定状況

No.	区 分	名 称	主たる所在地	期 間	面積 (ha)
1	北海道指定鳥獣保護区	平取	平取町	平成42年9月30日	55
2		日勝 (特別鳥獣保護区)	旧日高町	平成42年9月30日	877 (特別鳥獣保護区は135)
3		ホロカウシャップ (特別鳥獣保護区)	旧日高町	平成34年9月30日	562 (特別鳥獣保護区は62)
4	エゾシカ捕獲禁止区域		平取町 旧日高町	—	—

注) 1. Noは図2-33の番号と対応する。

2. 鳥獣保護区等位置図は、「地図編」「別冊編」に分冊されており、鳥獣保護区については「地図編」に記載されているが、特別鳥獣保護区については「別冊編」に説明が加えられているのみであるため、図2-33には記載できない。出典「平成24年度 鳥獣保護区等位置図(地図編)及び(別冊編)」(北海道 平成24年)をもとに作成。



出典：「北海道鳥獣保護区等位置図」（北海道 平成19年）をもとに作成

凡 例

- ダム堤体
- 貯水予定区域
- 社会的状況の調査範囲
- 市町村界
- 北海道指定鳥獣保護区
- エゾシカ捕獲禁止区域

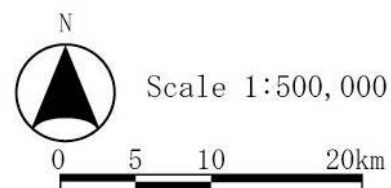


図 2-33

鳥獣保護区等の指定状況

注) 1. 特別鳥獣保護区については位置が特定できないため、記載していない。
 2. 図中の番号は表2-44のNo. と対応する。

(10) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく登録簿に掲載された湿地の指定状況

社会的状況の調査範囲には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(昭和55年条約第28号)に基づく登録簿に掲載された湿地の指定はない。

(11) 文化財保護法等に基づく名勝天然記念物の指定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における文化財保護法又は文化財保護条例に基づく天然記念物の指定状況は、表2-45及び図2-34に示すとおりである。なお、社会的状況の調査範囲において名勝の指定はない。

国指定の天然記念物としてはタンチョウ(特別天然記念物)、ウスバキチョウ、ダイセツタカネヒカゲ、アサヒヒョウモン、クマゲラ、イヌワシ、カラフトトリシジミ、オジロワシ、オオワシ、エゾシマフクロウ、コクガン、ヒシクイ、マガン、ヒメチャマダラセセリ及び沙流川源流原始林が指定されており、対象事業実施区域及びその周辺の区域に存在しない。また、市町村指定の物としては、平取町の天然記念物にすずらん群生地が指定されており、対象事業実施区域周辺に存在する。

このほか、平取町内には、国指定の重要な文化的景観としてアイヌの伝統と近代開拓による沙流川下流域の文化的景観が指定されており、その一部が対象事業実施区域周辺に存在するが、事業の実施による改変は受けない。

表 2-45 天然記念物の指定状況

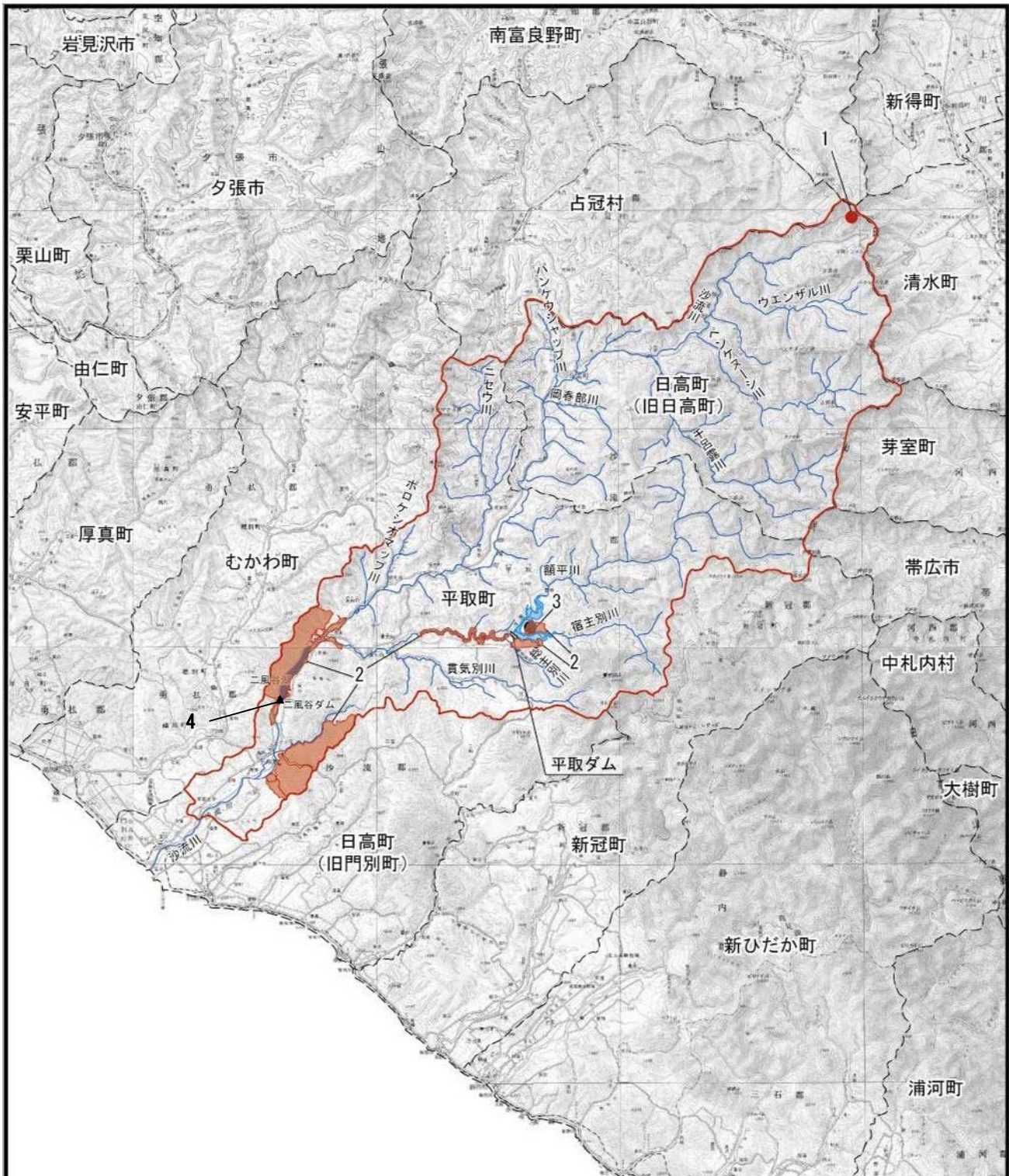
No.	指定区分	名称	指定年月日	所在地
—	国指特別定天然記念物	タンチョウ(特別天然記念物)	昭和10年8月27日	地域定めず
—	国指定天然記念物	ウスバキチョウ	昭和40年5月12日	地域定めず
—		ダイセツタカネヒカゲ	昭和40年5月12日	地域定めず
—		アサヒヒョウモン	昭和40年5月12日	地域定めず
—		クマゲラ	昭和40年5月12日	地域定めず
—		イヌワシ	昭和40年5月12日	地域定めず
—		カラフトトリシジミ	昭和42年5月2日	地域定めず
—		オジロワシ	昭和45年1月23日	地域定めず
—		オオワシ	昭和45年1月23日	地域定めず
1		沙流川源流原始林	昭和45年12月4日	旧日高町(沙流川源流)
—		エゾシマフクロウ	昭和46年2月13日	地域定めず
—		コクガン	昭和46年5月19日	地域定めず
—		ヒシクイ	昭和46年6月28日	地域定めず
—		マガン	昭和46年6月28日	地域定めず
—		ヒメチャマダラセセリ	昭和50年2月13日	地域定めず
2	国指定重要文化的景観	アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観	平成19年7月26日	平取町
3	市町村天然記念物	芽生すずらん群生地	平成8年4月1日	平取町芽生
4	道指定有形文化財	二風谷遺跡群出土品	平成24年3月19日	平取町二風谷

注) 1. No.は図2-34の番号と対応する。

2. 表中のNo.にある「—」は、天然記念物として指定されているが、特定の地域が定められておらず、図2-34に示せないものをさす。

出典) 1. 「平成23年度北海道文化財年報: <http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bnh/23bunkazai-nenpo.htm>」(平成25年6月1日閲覧)

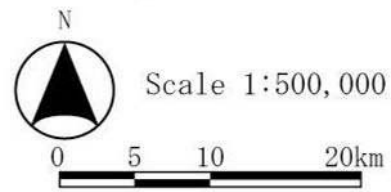
2. 「平成19年度北海道教育委員会会議概要資料 平取町選定申し出区域位置図 全図」(平成19年8月8日)をもとに作成。



出典)1. 「平成 19 年度北海道文化財年報 : <http://www.dokyo.i.pref.hokkaido.lg.jp/hk/bns/19bunkazai-nenpo>」 (平成 20 年 9 月 12 日閲覧)
 2. 「平成 19 年度北海道教育委員会会議概要資料 平取町選定申し出区域位置図 全図」 (平成 19 年 8 月 8 日)

凡 例

- | | | | |
|--|------------|--|------------|
| | ダム堤体 | | 国指定天然記念物 |
| | 貯水予定区域 | | 市町村指定天然記念物 |
| | 社会的状況の調査範囲 | | 国指定重要文化的景観 |
| | 市町村界 | | 道指定有形文化財 |



注)1. 国指定天然記念物のうち、タンチョウ、ウスバキチョウ、ダイセツタカネヒカゲ、アサヒヒョウモン、クマガラ、イヌワシ、カラフトリスジミ、オジロワシ、オオワシ、エゾシマフクロウ、コクガン、ヒシクイ、マガン、ヒメチャマダラセセリについては、特定の地域が定められていないため、図中には示さない。
 2. 図中の番号は、表 2-45 の No. と対応する。

図2-34 名勝、天然記念物の指定状況

(12) 都市計画法に基づく風致地区の指定状況

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく風致地区の指定状況は、対象事業実施区域及びその周辺の区域には、風致地区に指定されている区域はない。

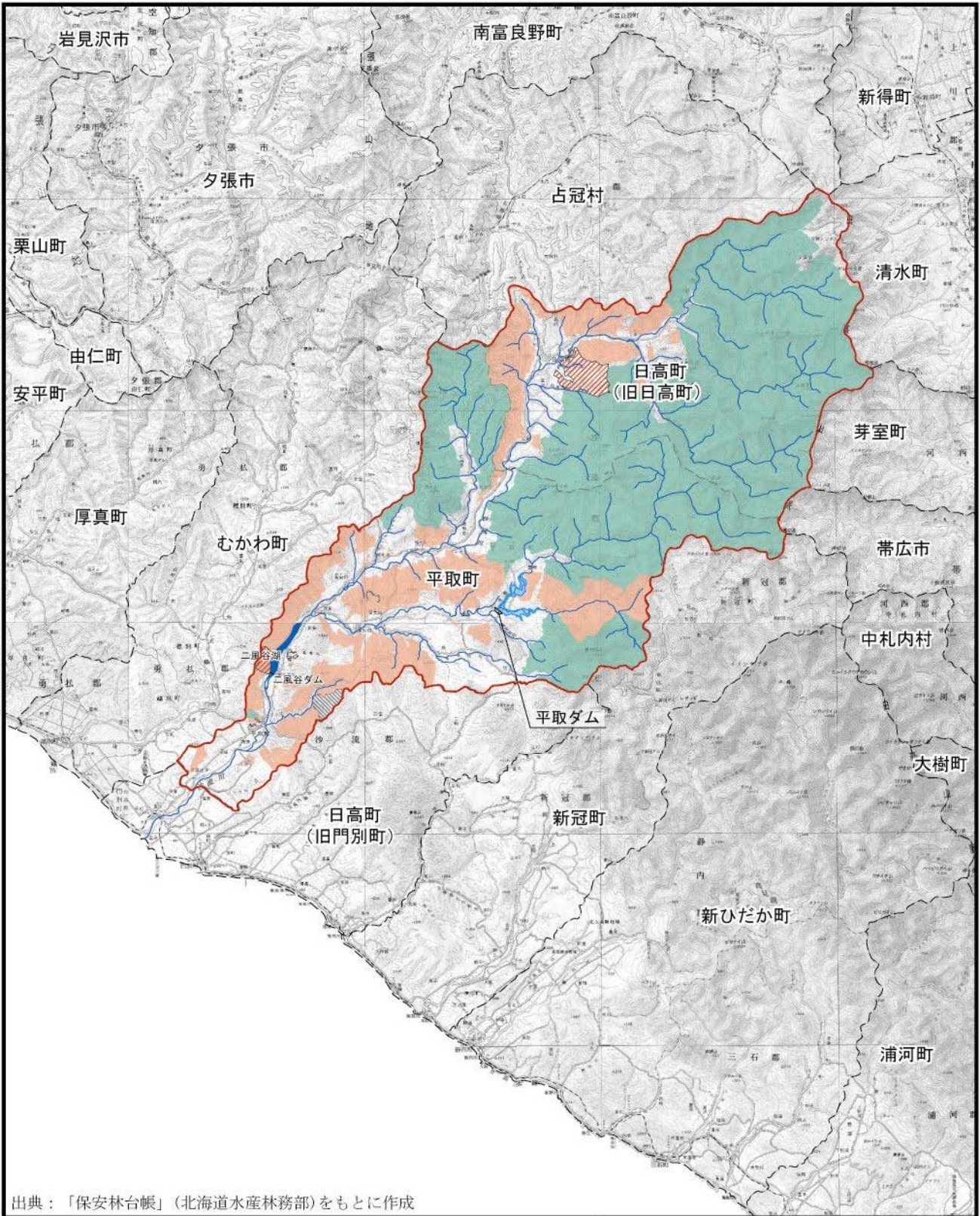
(13) その他

社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町における森林法、砂防法、鉱業法、温泉法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び地すべり等防止法に基づく地域地区の指定状況は、表2-46及び図2-35～36に示す。

表2-46 保安林、砂防指定地、鉱区禁止地域、温泉地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域の指定状況

項目	根拠法令	指定状況
保安林	森林法 (昭和26年法律第249号)	社会的状況の調査範囲にある平取町及び旧日高町には、水源かん養保安林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、干害防備林及び保健保安林が指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林が指定されている。(図2-35)
砂防指定地	砂防法 (明治30年法律第29号)	社会的状況の調査範囲にある平取町には2ヶ所、旧日高町には4ヶ所が指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に砂防指定地の指定はない。(図2-36)
鉱区禁止地域	鉱業法 (昭和25年法律第289号)	指定地域はない。
温泉地	温泉法 (昭和23年法律第125号)	指定地域はない。
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号)	社会的状況の調査範囲にある平取町には2ヶ所指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に急傾斜崩壊危険区域の指定はない。(図2-36)
地すべり防止区域	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号)	社会的状況の調査範囲にある平取町には58ヶ所、旧日高町には25ヶ所指定されている。対象事業実施区域については、その周辺に地すべり防止区域の指定がされている。(図2-36)

- 出典) 1. 「保安林台帳」(北海道水産林務部)
 2. 「砂防指定地一覧図(札幌・旭川・留萌・稚内)5万分の1」(北海道)
 3. 「農地地すべり防止区域指定調査地すべり地域位地図」(北海道)
 4. 「北海道砂防・地すべり・急傾斜地施設図」(北海道)
 をもとに作成。



出典：「保安林台帳」（北海道水産林務部）をもとに作成

凡例

- | | | | |
|--|------------|--|-----------|
| | ダム堤体 | | 水源かん養保安林 |
| | 貯水予定区域 | | 土砂崩壊防備保安林 |
| | 社会的状況の調査範囲 | | 土砂流出防備保安林 |
| | 市町村界 | | 干害防備保安林 |
| | | | 保健保安林 |

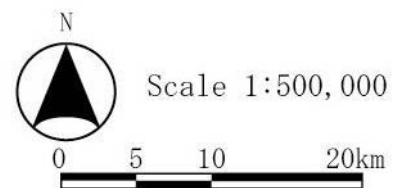
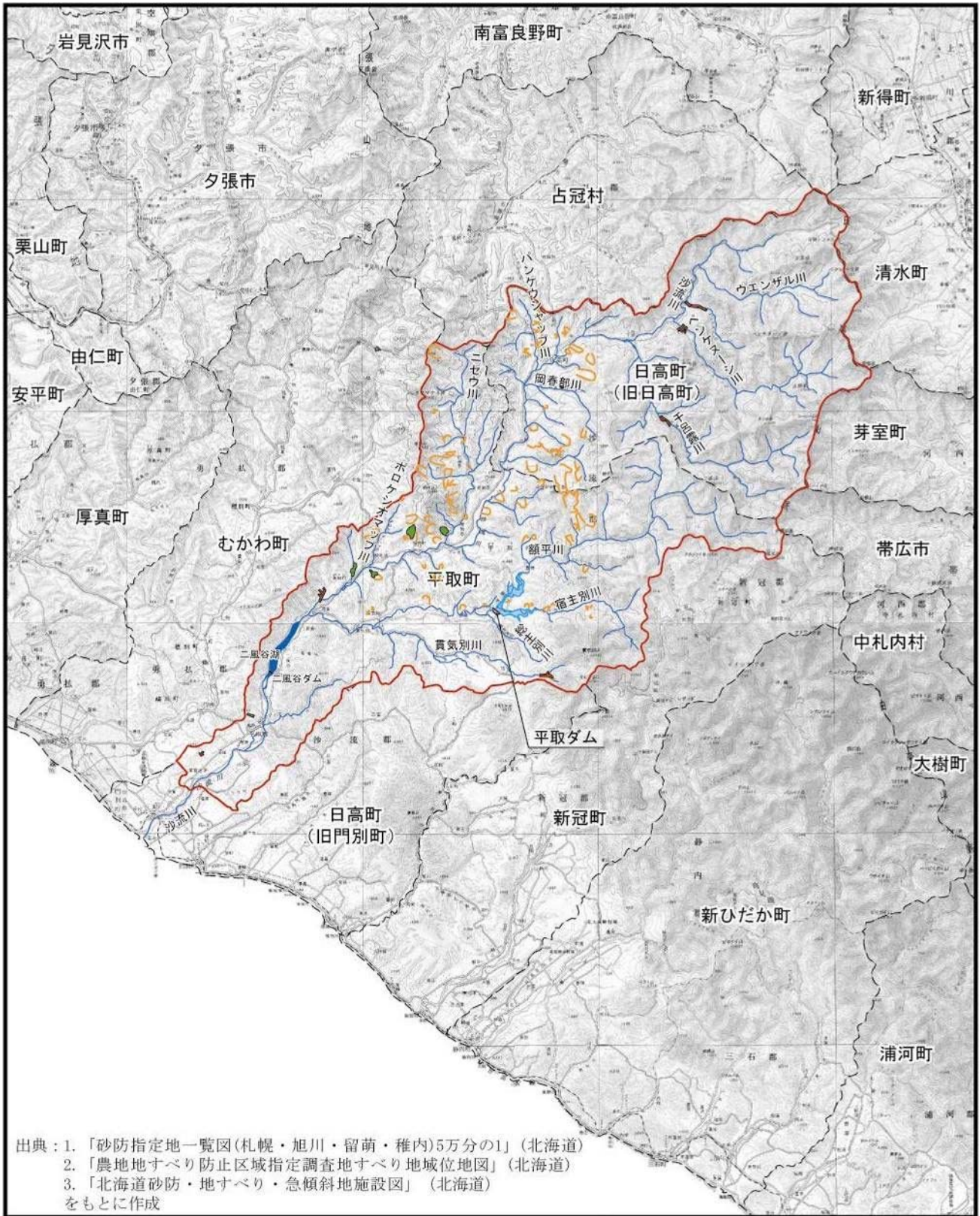


図2-35
保安林の指定状況



凡例

- | | | | |
|---|------------|---|-------------------|
|  | ダム堤体 |  | 砂防指定地 |
|  | 貯水予定区域 |  | 地すべり指定地及び地すべり防止区域 |
|  | 社会的状況の調査範囲 | | |
|  | 市町村界 | | |

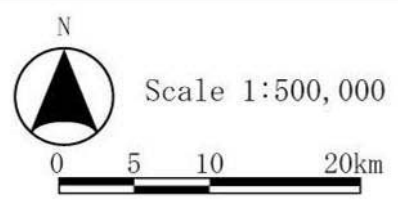


図 2-36
 砂防指定地・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域の状況